

労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）第 37 条第 1 項の規定により、令和 6 年 5 月 16 日に、神戸市中央区新港町 5-2 神戸ポートオアシス 4 階 405 全日本港湾労働組合関西地方神戸支部支部執行委員長 碓氷 良介から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

令和 6 年 5 月 16 日
兵庫県知事 齋藤 元彦

1 事件（争議行為の目的）
2024 年賃上げ一時金要求など

2 日時
令和 6 年 6 月 1 日（土）午前 0 時以降、争議解決に至るまでの期間

3 場所
山陽バス清水ヶ丘営業所 神戸市垂水区清水が丘 2 丁目 10 番 22 号
山陽バス小束山営業所 神戸市垂水区多聞町 868-12
神戸市交通局清水が丘営業所 神戸市垂水区清水が丘 2 丁目 10 番 22 号

4 概要（争議行為の種類、規模等）
上記の事業所及び職場、就業時間中において、腕章着用、抗議行動ほか、全ての業務停止をはじめ、あらゆる形態の争議行為を行なう。